

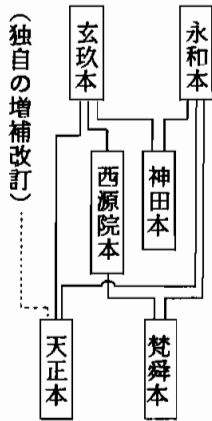
# 宝徳本『太平記』卷三十三本文割記

## 一 序

高乗 敷氏の発見・所蔵にかかる永和本「太平記」(と認定されている古写本)は、諸本の卷三十二相当のみの零本だが、その書写年代(永和元年<sup>1375</sup>)の圧倒的な古さの故に「太平記」成立当初の本文の機相を知る上で極めて貴重な一本である。

また神田本「太平記」(十五世紀中頃の書写か卷三十二は、本文の所々に二つの詞章を併記(割注形式)し、それぞれ玄玖本系統と永和本系統の本文であることが確認されている)。

このように卷三十二は、永和本という南北朝期の写本が存在するために、本文研究上注目すべき巻で、既に鈴木登美恵氏は永和本・玄玖本・西源院本・神田本・天正本・梵舜本の六本を対象にして、諸本の先後関係をほぼ左図のように提示した。



\* 長 坂 成 行

が、永和本と同系統(即ち南北朝期の本文の機相を伝える)と認定できる伝本は現存諸本の中には存在せず、やや孤立した一本であった。ここでとりあげる宝徳本は、その安永年間の横写本は巻一から巻十までしか残存しないが、河村秀頼校合本(名古屋市立鶴舞中央図書館河村文庫蔵の整版本)の出現によって、巻十一以降の本文の大部分が復元できることになった。それによれば、宝徳本卷三十三(宝徳本は玄玖本などの卷二十六・二十七の二巻に相当する部分を卷二十六・二十七・二十八の三巻に分けているため巻数が一卷ふえ、宝徳本卷三十三が永和本卷三十二に相当する)の本文は、永和本卷三十二の本文に最も近く、同系統と看做してさしつかえないと認められる。

以下はその確認作業の報告に過ぎない。

## 二 目録について

まず宝徳本卷三十三の目録を示しておく。

宝徳本巻頭目録 (校異は永和本巻頭目録との異同)	永和本章段目録
○ 茨宮御即位事 (文和二年八月廿七日)	茨宮御即位事 (章段立てず)
× 無銅鑿御即位無例事	

×山名右衛門佐為敵事 ×武威將監被害事 ×佐々木秀綱討死事 ×山名攻落京事 ×南朝与直冬合駱事 ×獅子国事 ○虞舜高孝事 ×直冬上洛事 ×鬼丸・事 ×神内軍事 ×東寺合戰事 ×八幡御託宣事	(ナシ) 京軍事 神南軍事 鬼切事 鬼丸鬼切事 直冬朝臣京都発向事 虞舜事 獅子国事 直冬與吉野殿合射事 山名左衛門佐還国事 北国下向之時秀綱打死事 武威將監被害事 山名右衛門佐為敵事
---	--

右の上段にみるように巻頭目録での宝徳本と永和本の差異は微細な表記上のそれに過ぎず、両者の一致を認めてもよいだろう。宝徳本の目録のうち×印を付したものは、本文中での章段区分はなく、「宝ニ此段統続く」とかの注記によって、前段に引き続いて書かれていることが判る。本文中に章段区分があるのは○印を付した三章段のみである。永和本でも本文中の目録は、下段に示したように、巻頭目録とは表現に少しく差異があり、章段区分をしない箇所もある。このように各段落での目録は便宜的なもので、巻頭目録と本文中の章段分けとを明確に対応させて整備するという意識はまだ希薄である。

三 特徴的詞章

卷三十三の場合も、天正本の類の諸本は記事構成・詞章ともに大き

な異同があるが、その他の諸本間での本文異同は、さほど大きくはなく詞章の面に限られている。

以下、宝徳本と整版本との校異が示される箇所のうち、質的量的に宝徳本の本文の性格を際立たせる十余例の本文を掲出し、特に永和本との校異(本文の右に記す)を示しつつ、諸本との異同を略記し、ささかの覚え書きを付す。ここで扱う諸本は古態本(甲類本)とされる神田本・西源院本・玄玖本(南都本系諸本は玄玖本に同じであるため略す)を中心にし、適宜他の諸本にも言及する。

(1) 「無劔麗御即位無例事」のうち、元弘・建武以来、火災で焼失した殿舎・寺院の名を列挙する条。

回祿ニ逢ヌル所々ヲ数レハ先内裏ノ馬場殿准后ノ御所式部卿親王ノ常盤井殿兵部卿宮ノ二条ノ御所城南離宮ノ鳥羽殿荒テ久シキ・・・十葉院梨本青蓮院妙法院ノ白河殿大覚寺ノ御山莊洞院左府ノ亭宅大炊御門内府ノ亭吉田ノ内府ノ北白河近衛ノ南殿ノ小坂殿為世卿ノ和歌所三条ノ大納言栖馴シ毗沙門堂旧宅堀ノ浦ヲ横サレ・淳風坊ノ旧跡三台五門ノ曲阜以下都テ三百廿・余箇所此ノ時ニ当テ焼ニケリ仏閣僧坊ニ至テハ法城寺法勝寺双林寺長楽寺六僧房清水寺皮堂慶受寺北靈山西福寺宇治平等院同宝蔵菴室寺六波羅ノ地藏堂紫野ノ寺東福寺雪林ノ塔頭大龍庵夢窓國師ノ建ラレシ天龍寺ニ至ルマテ禅律院院御祈禱三十余箇所ノ仏閣モ皆此ノ時ニ焼ニケリ

永和本 41上、玄玖本 453、454、神田本 901  
西源院本 901、流布本 206

固有名詞を列挙する箇所の常として、これも本文の錯雑甚だしいが、宝徳本と永和本との相違は見る如く僅少で、他本とは少しく隔りがある。波線部①を宝徳本に同じく「荒テ久シキ」とするのは神田本・西源院本・梵舜本(61)で、「竹田ニ近キ」とするのは玄玖本・毛利家

本・義輝本(212)・流布本。また②の「塩竈ノ浦ヲ模サレ淳風坊」のあたり、神田本・西源院本・梵舜本は

融大臣之跡ヲ慕フ千種宰相之新亭(西源院本)

玄玖本・流布本は

頼基ガ天ノ橋立跡旧テ(A)塩竈ノ浦ヲ模セシ河原院、中書王ノ古ヲ慕テ立シ花園ヤ融ノ大臣ノ迹ヲ慕千種宰相ノ新亭(流布本)

と宅舎がふえ、更に毛利家本・義輝本は(A)に「与佐浦浪荒ハテヌ」(義輝本212)が入ったりしている。

〔2〕「山名右衛門佐為敵事」の六月九日洛中合戦の一節。

此ヨリ遥ニ敵ノ陣ヲ見レハ鹿谷神楽岡ノ南北ニ家々ノ旗ニ三百流レ翻テ四ツ目結ノ旗一流真如堂ノ前ニ下リ合フタリ誰ソト見レハ佐々木ノ山中ノ判官定詮也和田楠此敵ノ氣ヲ計テ猶平野ニ帯キ出サン為ニ法勝寺ノ西ノ門ヲ打通テ二条河原ヘチト引退キケレハ案ノ如ク佐々木五百余キニ懸出タリ和田楠・千余騎ノ勢東西ニ開合セテ敵々ニ射ル射レ共佐々木事トモセス敵ヲ三方ニ相ウケテ火ヲ散テ②戦タル山名カ執事小林右京亮手合ノ合戦シ連テ敵ニ③氣ヲ付ナトチ七百余騎ヲ左右ニ分チ横合ニ合テ攻戦フ佐々木西・勢・ニ手痛ク懸ラレテ叶ハシトヤ思ケン後陣ノ荒手ニ讓テ神楽岡ヘ引退ク

永和本42下、玄玖本459、神田本540、541  
西源院本903、流布本209、210

この部分は注(4)の論文に、天正本が玄玖本の本文と永和本の本文とを混在させている例として掲出されている。

宝徳本は永和本に存する点線③の詞章を欠くが、両者文意通じており宝徳本の脱文とも言えない。両本の相違はこの程度で同系統と言えるよう。

西源院本は永和本とは別系統の本文で、波線部①はなくそのやや後

に

佐々木大夫判官氏頼崇永其比遁世ニテ西山辺ニ隠レ居タリケル頃タ舎弟五郎右衛門尉内山世務二代テ国ノ権柄ヲ把シカハ

という佐々木家の家の事情を種明かしする独自の詞章を持ち、梵舜本(67)・流布本もこの本文を継承する。西源院本のこうした説話癖は少しく天正本の類に通じる。

神田本は波線部①の直後に

敵陣皆山ニより木かけニひかへたれハ勢ノ多少も見えわかズ(541上)

という玄玖本(459二、三行)にみえる一文を有し、神田本が玄玖本の本文と永和本の本文とを併せ持つことを窺わせる。

永和本(宝徳本も)の波線部①・②あたりには佐々木定詮の奮戦ぶりを強調する筆致がみえ、玄玖本と比較するとその姿勢は顕著である。

〔3〕「直冬上洛事」のうち斯波高経が専氏に叛した理由を記す条。

事ノ起リヲ尋ヌレハ先年越前ノ足羽ノ合戦ノ時此高経朝臣朝敵ノ大将新田左中将義貞ヲ討テ源平累代ノ重宝ニ鬼丸鬼切ト云ニ振ノ太刀ヲ取給ヒタリシヲ將軍使者ヲ以テ是ハ末々ノ源氏ナント可持物ニ非ス急キ是ヲ被渡候(テ)当家人重宝トシテ嫡流相伝スヘシト度々被仰ケルヲ高経堅ク惜テ遂ニ出サス將軍是ニ依テ朝敵ノ大将ヲ討タリツル忠功抜群也トイヘ共サマテノ恩賞ヲモ不被行触事テハ面目ナキ事共多カリケル間高経是ヲ憤テ……

永和本49下、玄玖本489、神田本554、555  
西源院本917、流布本225

永和本は傍線Aの部分に欠くが、これでは文意通らず脱文と思われる。西源院本は波線部①に高経が二刀を隠したことを伝える次の文意を持つ。

此二振ノ太刀ハ長崎ノ道場ニ預措テ候シテ彼道場炎上ノ時焼テ候トテ少シ

似タル太刀ヲニ振取替焼損シテソ被出ケル此事有ノ儘ニ京都へ聞ケレハ  
將軍大ニ忿テ

[2]の例と同様、事の裏話を伝える西源院本の説話癖と言えようか。この詞章は玄玖本・義輝本(2169)・梵舜本(94)・流布本・および神田本の右側の詞章に共通する。神田本の左側は「申されけれハ將軍是ニよつて」とある。高経が將軍を斯こうとしたこの挿話を載せない伝本として、宝徳本は永和本および書院部本にのみ共通する。

[4]「鬼丸鬼切事」の各刀に関する話の末尾部分。

(鬼丸事)

誠ニ此ノ鬼ヤ化ノ人ヲ惱シケン時政忽ニ心地直リテ其後ヨリハ鬼形ノ者夢ニモ見ヘサリケリサテコソ此ノ刀ヲ鬼丸ト名付テ高時ノ代ニ至ルマテ身ヲ不放守リニソシタリケル

永和本 50上、玄玖本 491、神田本 555  
西源院本 918、流布本 226

西源院本はこの後に、高時滅亡後、鬼丸が時行・義貞へと伝わった後日譚を載せ、流布本もそれを承ける。玄玖本・神田本にはない。

(鬼切事)

其頭中ニ飛揚リテ太刀ノ鋒ヲ三寸餘切テ口ニ乍含半時計跡上々々々吠忿リケルカ遂ニハ地ニ落テ死ニケリ其形ハ尚綱ヲ捨ヌ破風ノ破ヨリ飛テ通ノ天ニ上リケリ今ニ至ルマテ渡辺党ノ家作ニ破風ヲセサルハ此ノ故也其ノ後此ノ太刀多田満仲<sup>ハ</sup>カ手ニ渡テ信濃國戸蔵山ニテ又鬼ヲ切タル事アリ依之其名ヲ鬼切トハ云ケルナリ

永和本 51上、玄玖本 494、神田本 557  
西源院本 920、流布本 228 229

鬼丸事と同様、右の後に西源院本はこの太刀が作られてから源頼光

の許に至るまでの伝来を記す。流布本も同様。ここも西源院本の説話集成志向の顕れとみてよいだろう。

[5]「神南合戦事」の冒頭。

去程ニ將軍ハ持明院ノ主上ヲ守護シ奉テ近江國四十九院ニ落止リ宰相中將義詮朝臣ハ西國ヨリ上落センスル敵ヲ支ヘン為ニ播磨ノ鶴ニ兼テ在庄シ給ヒタリト聞ヘシカハ土岐佐々木仁木ノ右京ノ大夫義長三千余騎ニテ四十九院へ馳參ル<sup>②</sup>西國ノ兵ハ二万余騎ニテ鶴へ馳參ル

永和本 51上、玄玖本 495、神田本 557  
西源院本 921、流布本 229

この部分は神田本が永和本的な詞章と玄玖本・西源院本の詞章との混合形態であることを如実に示す例として注(4)論文に指摘がある。即ち玄玖本・西源院本が波線部①を

①近江美濃尾張參河遠江伊賀伊勢之勢ハ (西源院本)  
波線部②を

②阿波讃岐備前備中播磨美作之勢ハ  
と各々国名を列挙する形をとるのに対し、神田本は①①、②②を混在重複させている。

この部分は本文のゆれが大きく、諸本は

- ・ 永和本・毛利家本・流布本の類
- ・ 玄玖本・西源院本・京大本の類
- ・ 神田本の類
- ・ 義輝本・天正本の類

の四類に分かれる。

[6]「神南合戦事」のうち、山名師氏の布陣について述べた部分。

山名石衛門佐師氏始ノ程ハ待テ戦ントテ議シタリケルカ神南ノ敵サマテノ大勢ナラスト見スカシテ日來ノ讒ヲ翻メ八播ニ扣ヘタル南方ノ勢ト一ニ成テ先神南ノ夜打寄リ橋ノ板ヲシメシ馬ノ腹帯ヲ堅メテ宰相中将義詮朝臣ノ陣神内ノ山ヘ推寄ル此ノ陣始ヨリ三所ニ分レテ西ノ尾崎ヲハ赤松律師則祐カ一トモ佐々木佐渡ノ判官入道道誓カ若党トモ千余騎ニテ堅メタリ南ノ尾崎ヲハ細河右馬頭頼之同伊予守繁氏西国ノ勢相共ニ二千余騎ニテ堅メタリ

（永和本51下、玄玖本499、500、神田本558）  
（西源院本922、流布本230）

この部分も注（4）論文で永和本・玄玖本・神田本・梵舜本の本文も掲出し（63頁）、神田本・梵舜本が各々別の形で、永和本と玄玖本との混合形態であることを論証する。それ以上に付言することはない。書陵部本はこれも永和本（宝徳本）に同じ詞章を持つ。毛利家本は波線部①の直前に

サラハ先スルニ人ヲ制スル利アルヘシト

という玄玖本・西源院本にもある文言を有し、また西・南の布陣の人名も詳細で、義輝本（2178）・天正本に同じ本文である。書陵部本とは異なる。

〔7〕「神南合戦事」のうち、佐々木黄旗一揆の活躍の条。

佐々木カ黄旗一揆ノ中ヨリ大鐵形ニ一様ノ母衣懸タル武者三人己ガ結タル鹿垣切テ押破リ日本一ノ大剛ノ者物見勸解由左衛門ノ尉箕浦四郎左衛門馬淵新左衛門真前懸テ討死仕ルソ死残ル人アラハ語テ子孫ニ名ヲ伝ヘヨト声々ニ名乗呼ハテ斬死ニコソ死ニケレ粟原一藤五郎海老名ノ新左衛門一宮彈正左衛門有種打死シタル死骸ノ上ヲソント跳越テ鋒ヲ合セテ火ヲ散シケル間山名カ前カケノ兵共チトシトロニ成テ見ヘケルヲ右衛門佐大音声ヲ揚テ

前陣戦勞レテ見ユルソ後陣入替テアノ敵討ト下知スレハ伊田波多野ノ早雄ノ若武者共七八十人馬ヨリ飛下々々拔連テ渡合フ

（永和本52上、玄玖本499、500、神田本559）  
（西源院本922、流布本231）

この部分も梵舜本が永和本の詞章と玄玖本の詞章との混合形態であることの例証として注（4）論文に掲出される（63、64頁）。

宝徳本は傍線部の人名に永和本と相違があるが永和本の本文であることは明らかである。

また神田本が永和本の本文と玄玖本の本文との混合形態であることが明瞭に窺えるので次に示す。

〔玄玖本〕

佐々木カ黄旗一揆ノ中ヨリ大鐵形ニ一様ノ母衣懸タル武者三人鹿垣ヲ切テ推破リ近江国住人江見勸解左衛門尉某真先ニ懸テ打死仕ソ人ニ語テ末代ニ名ヲ留ヨト称テ太刀ノ鋒ヲ進テ小跳メソ懸リケル左方ヨリ後藤三郎左衛門尉其明一宮彈正左衛門尉有種粟飯原彦五郎某海老名新左衛門尉某ト四人高声ニ称テ或ハ河ヲ渡シ或ハ切テ入ル合戦コソ先懸ハ一人ニ定レ彼様ノ広見ノ軍ニハ敵ト一番ニ打連タルヲ以テ先懸ト申候ソ寄ニ一人モ死残ル人アラハ證據ニ立テ給候ヘト呼テ寄手数万ノ大勢ノ中ヘ唯四人切テ入ル山名右衛門佐大音声ヲ上テ寄ニ人ハ無敵彼討テ先軍神ニ祭レト下知シケレハ位田波多野ノ速リ雄ノ若武者共廿余人馬ヨリ飛下リ拔烈テ渡合

〔神田本〕

佐々木カ兵黄ハタ一揆ノ中ヨリ大クワガたニ一やうのほろかけたる武者三人己ガ結たるし、がきヲ切ておしやぶり日本一ノ大剛の者近江国ノ住人江見かけゆ左衛門尉盛範当陣の真前かけて打死ニ仕ルソ死ニ残る人あらば人ニ語ッて末代ニ名ヲ留メよとこゑ／＼なつて太刀のきつさきヲならべ小おどりノ進メハ切死ニにこそ死にけれ左ノ方より後藤三郎左衛門基

明)粟原彦五郎海老名新左衛門一宮彈正左衛門有種四人高声二なのつて河ヲわたし城へ切ているかせんこそさきかけハ一人ニ定レかやうのひろミノ軍ニハ敵と一番ニ打ちがへたるヲもつてさきがけとハ申ソ御方ニ一人も死ニ残る人あらハ證據ニたちてたひ候らへとよばハリてよせて数万の大勢中へ只四人切でいる打死したる死がいのうへヲづんど越て鋒ヲ合せて火ヲ散らしける間山名さきかけの兵ちとしどるニなりて見えけるヲ山名右衛門佐大音声ヲあげて御方ニ人ハなきか前陣戦つかれて見ゆるゾ後陣人替てあの敵あれうつてマツ軍神ニマツレと下知シ給へハノ伊田はたの已下ノハヤリ雄の若武者七十人馬よりとびおりく抜つれてわたりあふ

神田本に付した点線部は永和本(宝徳本も)の本文を承け、波線部分は玄玖本の本文を承けていることを示す(永和本・玄玖本に共通する詞章には傍線を付していない)。神田本が両本の詞章を適宜採用して、より詳細な叙述を作り上げていることが鮮明に看取出来る。

西源院本はほゞ玄玖本に同文だが少異がある。流布本は梵舜本(105-106)を承ける。

〔8〕「神南合戦事」の四国・中国勢敗戦の条。

先一番ニ進テ戦ケル四国勢ノ中ニ秋間兵庫ノ助兄弟三人生夷備四郎左衛門一族十二人一足モ引カテ討レニケリ是ヲ見テ備前国住人須々木三郎左衛門父子兄弟六人入替テ戦ケルカツク御方ナケレハ是モ一所ニテ討レニケリ是ヨリ一陣二陣共ニ散離テ橋ノ端ユルキ兵シトロニ見ヘケルヲ山名カ兵得タリ賢シト勝ニ乗テ攻付ケル間四国中国ノ勢三千余騎山ヨリ北ヘマクリ落サレテ

永和本52下、玄玖本501、神田本560  
西源院本923、流布本232

宝徳本と永和本は右の校異にみる程度で殆んど同文である。この部

分、玄玖本は次のようである。

先一番ニ敵ニ合タル四国勢ノ中ニ秋間兵庫助兄弟三人生稲四郎左衛門尉一族十二人一足モ挽テ被討ニケリ見之坂東坂西藤家橋家ノ者兵少余テ見ケルヲ備前国住人鱸三郎左衛門尉父子兄弟六人入替テ闘ケルカ烈ク寄無ケレハ是モ一所ニテ皆被討ニケリ其後此陣色メキテ兵混ニ見ケルヲ小林民部丞得タリ賢ト乗勝テ短兵急ニ拉ント揉ニ揉テ貫ケル間四国中国ノ勢三千余騎山ヨリ北ヘ捲落サレテ

点線部は永和本(宝徳本も)に特徴的な詞章、一方波線部は玄玖本に特徴的な詞章である。神田本はここでも右の両本の特徴的な詞章を併せ有する混合形態で、流布本は神田本の本文を承けている。

〔9〕「神南合戦事」の中の、山名軍優勢の条り。

両陣已ニ破シ後兵皆・乱テ惣大将ノ勢ト一所ニナラント崩レ落テ引ケル間伊田波多野ノ者共余スナ洩スナト喚キ叫テ追懸タリ石巖苔滑カニシテ荆棘道ヲ塞タレハ引者モ不ニ延得ニ返ス兵敢テ不打云事ナシ中ニモ後藤三郎左衛門基明同五郎小国播磨房伊勢左衛門太郎定田藤六佐々木彈正忠綱同能登権守新谷入道藤田彈正左衛門河勾彌七同・兵庫助粟生田左衛門次郎落止々々所々ニテ打レニケリ

永和本53上、玄玖本503、神田本561  
西源院本924、流布本233

この部分、玄玖本は次のとおりである。

二陣ノ破シ後此陣ノ兵モ皆色ヲ損メ総大将宰相中將殿ノ勢ト一所ニ成ント崩落テ行ケル間右衛門佐ヲ始トシ位田波多野ノ者共余スナ漏スナト叫喚テ追懸タリ赤松弥次郎舎弟五郎同彦五郎三人引留テ此ヲ返サテ挽程ナラハ誰カハ一人モ生残ヘキ命惜クハ返セヤ殿原返セヤ一揆ノ人々ト垂シメ毎リケレトモ踏留ル者無リケレハ後藤三郎左衛門尉同五郎小国播磨守伊勢左衛門

太郎正田藤六魚住大夫房佐々木弾正忠同能登権守新屋入道藤田彈正左衛門尉河勾弥七瓶尻兵庫助粟生田左衛門二郎等返合々々所々ニテ被討ニケリ

(8)の例と同様、点線部は永和本（宝徳本）に特徴的な詞章、波線部は玄玖本に特徴的な詞章である。西源院本は玄玖本に同じ。玄玖本・西源院本は赤松弥次郎兄弟の奮戦を記す所に特色がある。神田本はこゝでも永和本・玄玖本両者の特徴を併せ持った詞章を形成しており、流布本はその神田本的詞章を承ける。

(10)「京軍事」のうち二月四日の細川清氏と二宮兵庫助との対決の条。相模守ハ元来リ敵ニ少モ懸ラレテタマラヌ氣ノ人ナリケレハ桃井ト名乗ヲ聞テ少モ不擬議哀レ敵ヲ天下ノ勝負只我ト彼トカ死生ニ有ヘシトテ是モ只一騎馬ヲ引返テ歩マセ寄ル互ニアヒ近ニ成ケレハ一度ニ馬ヲ懸合セ組テ勝負ヲセント纏ノ綿嚼ヲ纏ンテ引著タルニ言ニハ不似桃井余ニタ弱ク覺ヘケレハ甲ヲ引切テ抛ケ捨テ鞍ノ前輪ニ押当テ頸搔切テソ差上タル驥二郎等共ノ来タルニ此首ト母衣トヲ持セテ將軍ノ御前ニ参リ清氏コソ桃井播磨守ヲ討テ候ヘトテ軍ノ様ヲ申サレケレハ蠟燭ヲ明ニ焼サセテ是ヲ実檢セラル、二年ノ程ハサモト覚ヘ乍ラソレトハ不見ヘ田舎ニ住テ早ヤ多年ニナリヌレハ面替リシケルニヤト不審ニテ

永和本 55下 56上、玄玖本 515、神田本 567  
西源院本 930 931、流布本 241

西源院本は波線部を「手ニ手ヲ取組テ引寄スル」とする。玄玖本は永和本に同文。この部分、古態本間でさして異同はなく、神田本もほぼ同文である。

(11)「京軍事」の二月十五日合戦の記事の冒頭。  
二月十五日ノ朝ハ東山ノ勢共上京ヘ打入テ兵糧ヲ取ル由聞ヘケレハ蹴散カ

サントテ苦桃兵部大輔尾張左衛門佐五百余騎ニテ東寺ヲ打出一条二条ノ間ヲ二手ニ成テ打廻ル是ヲ見テ細河相模守清氏畠山尾張守舍弟式部大輔佐々木黒田判官結城中務大輔千余騎ニテ河原ヲ西ヘ渡リ尾張左衛門佐カ後陣ニ朝倉下野守カ五十騎計ニテ通りケルヲ追攻テ討ント六条河原ヨリ京中へ懸入ル

永和本 56下、玄玖本 517、神田本 568  
西源院本 931、流布本 242

玄玖本と西源院本は同文で、永和本（宝徳本）とは波線部の人名を欠く他やや異同がある。流布本は西源院本の詞章を承ける。書陵部本・毛利家本は永和本にほぼ同じ。

(12)「京合戦事」のうち、三月十二日の佐々木宗永・土岐桔梗一揆の活躍の部分。

那須カ討死ニ東寺ノ敵機ニ乗ラハ合戦又難儀ニ成ヌト危ク覺ヘケル處ニ佐々木六角判官入道崇永ト相模守清氏ト両勢一手ニ成テ七条大宮へ懸抜テ敵ヲ西ニウケ東ニ顧テ入替々々々半時計ソ戦タル東寺ノ敵モ此ヲ先途ト思ケルニヤ戒光寺ノ前ニ播磨搔テ打テ出々々火ヲ散シテ戦ケルニ相模守薄手数所ニ負テスハヤ討レヌト見ヘケレハ崇永彌進テ是ヲ討セシトソ戦フタル斯處ニ土岐桔梗一揆五百余騎・悪手ニ替ラント進ケルヲ見テ敵モ悪手ヲヤヲチタリケン搔橋ノ陰ヲハツト捨テ半町計ソ引タリケル敵ニ息ヲ継セハ又立直ス事モコソアレトテ佐々木ト土岐ト搔橋ノ内へ入テ敵ノ陣ニ入替ラントシケルカ廻ル程・猶遅クヤ覺ヘケン佐々木カ旗差・次郎辛ナカラ・内へ投入テ其身ハ驥テ搔橋ヲ上リ越テソ入タリケル其後相模守ト桔梗一揆ト左右ヨリ回テ搔橋ノ中へ入り南ニ橋ヲ突双テ三千余騎ヲ一所ニ集メ向城ノ如クニテ踏セテラハ東寺ニ籠ル敵軍ノ勢氣ヲ屈シ勢ヲ吞レテ城戸ヨリ外へハ出サリケリ

(永和本57下58上、流布本245246)

佐々木崇永・細川清氏・土岐桔梗一揆の活躍が危機を救ったと述べるこの記事、古態本の中では玄玖本・神田本・西源院本・南都本になく、永和本(宝徳本)にのみ存する。毛利家本・書陵部本・天正本・梵舞本・流布本にはあり、永和本を承けている。永和本に佐々木氏関係の叙述が多いとされる一例である。

〔13〕「八幡御託宣事」の末尾

子ヲ大将トメ父ヲ攻シニ天豈許ス事アラシヤ始メ遊和軒ノ亭叟カ天竺震且ノ例ヲ引テ今度ノ軍ニ宮方勝事ヲ難得ト肩ヲ擧テ申シ、ケニモ理ナリケリト今社思ヒ知レタレ

(永和本58下、玄玖本525526、神田本571572)  
(西源院本936、流布本247)

玄玖本・西源院本・神田本・流布本など多くの本は右の文の後に、東寺の門に立てられた落首三首を載せる。この三首は京合戦で敗れた石塔・山名・桃井を諷したものである。永和本(宝徳本)と同じく落首を載せない伝本としては毛利家本・書陵部本・義輝本・天正本・野尻本・米沢本などがあり、毛利家本・書陵部本は波線部の人名を「朴翁」とする。

永和本のみは〔13〕の例文の後に、章段名はないが約二千字強に及ぶ驚とウソとの諷刺的な落書を載せ、その奥に

永和元年三月嵯峨釈迦堂大念仏中其門前ニ立札也狂言倚語之謬ヲ以テ仁議  
礼智信之実ヲ知セントノ意歎 (60下)

と記す。注(10)に記したような寓話を『太平記』の本文と看做すべきか否かは、永和本以外の諸本には伝わらないので判断に慎重さを要する所である。が、永和元年(一二七五)三月という立札の年時が明記

されており、もし現在みるような四十巻本(最終記事は応安四年<sup>1371</sup>)がこの時点で存在したならば、年時から言って巻四十の末尾に該話が置かれるのが自然である。永和本のように巻三十二の末尾に永和元年の落書があり、その後に巻三十三以下の永和元年以前の記事が続くのは極めて不自然と言うべきである。また高乗 勲氏の言うように巻三十二で『太平記』が終わっており、全体の結びとして寓話が置かれたと考えるならば一応納得はゆくが、しかしこの場合も、文和四年(一一三五)の記事の後に、何故約二十年間の空白をおいて永和元年(一二七五)の落書が記されるのか、説明に苦しむ。結局、該話は『太平記』の本文とはみない方がよさそうである。

しかし、これを『太平記』と全く無関係であると言いつけることにもいささかためらいを覚える。年時表記がなければ、これを『太平記』の中の適当な場所に置いても(巻三十二の末尾は適当とは思われない)不自然ではない。但し、「雲景未来記事」・「北野参詣人政道雑談事」などの政道批判記事に比するに、やや異質で、該話は政道批評というよりも武家支配の時勢相に対する露骨な嫌悪感の表出であり、またそれがために人ならぬ鶯・ウソ・花を登場させ彼らに語らせるといふ寓話形式をとる。つまるところ、『太平記』に載せるに相応しい政道批判記事に発展する可能性はあったものの、その内容・形式から言って政道批判的記事の素材の域、文字どおり落書にとどまったとみておくのがよいだろう。

該話が永和本以外の諸本に伝わらなかつた理由について高乗氏はこの内容が武家方とかなり強く非難しているので、將軍治下の當時に於てはこれを意識的に削除したのではないかと述べている。玄玖本など多くの諸本が、京合戦で將軍方に敗れた石塔・山名・桃井を諷刺する落首をのせるのは、永和本にこの武家批判

(38頁)



の寓話が記されているのを見ての上でのさしかえであると考え、そこに「太平記」の成立事情の一端を窺うことも可能であろう。

#### 四 結び

宝徳本の特徴的な詞章を十例余掲げ、永和本との校異を示したが、いずれも同系統内での微細な異同と看做してよいだろう。例示した以外にも、十字以内の短い異同で年時・固有名詞などで永和本にのみ一致する例は枚挙にいとまがない。以上により、宝徳本卷三十三の本文は永和本卷三十二の本文に最も近い系統であることが確認出来、南北朝後期の本文を伝えていると言える。宝徳本卷三十三の巻頭目録のうち「東寺合戦事」に付された「応永廿三年丙申当六十年」という注記から、宝徳本卷三十三の祖本は応永二十三年（一四一六）には存在したと推測したが、本文詞章の上からもそれを裏付ける、更には応永以前にも溯り得るという結論が得られたのである。

この結果を宝徳本の他の巻々にまでおし拡げることが出来るか否かは、他の巻には永和本に相当する南北朝期の写本が存在しない以上、確認不可能なことである。しかし宝徳本の独自異文の中には、諸本に比して古態を示すと判定できる記事が多く、強ち強引すぎるとも言えない。それらは個々の箇所での検討課題である。

またこの作業を通じて、流布本の本文（そしてその前段階の本文である梵釋本）が、ある部分は永和本、ある部分は玄玖本、また別な部分は神田本、というように古態の何本かの本文を承けることによって形成されていることが確認できた。既に指摘のある、神田本の本文が永和本の本文と玄玖本の本文の混合によるものであることも明瞭にみてとれた。さらに、甲類本よりは後出とされる乙類本に分類される書院部本の卷三十二が、宝徳本と共に永和本系統の本文を有していることも

判り、卷三十二に限っては一概に後出本と退けられないことが明らかになった。

#### 注

- (1) 高乗 勲「永和書写本太平記（零本）について」（『国語国文』24巻9号、昭和30年9月）
- (2) ここでいう卷三十二とは、玄玖本・神田本・西源院本など所謂甲類本における卷三十二に相当する部分のことを指す。
- (3) 長谷川 端「太平記の研究」（昭和57年3月、汲古書院刊）308頁。
- (4) 鈴木登美恵「太平記諸本の先後関係——永和本相当部分（卷三十二）の考察——」（『文学・語学』40号、昭和41年6月）
- (5) 注(4)に同じ。
- (6) 拙稿「尾張藩士の『太平記』研究——宝徳本・駿河御讀本・両足院本のことなど——」（『青須我波良』29号、昭和60年6月）
- (7) 拙稿「宝徳本『太平記』復元考——河村秀頼校合本による——」（『奈良大学紀要』14号、昭和60年12月）
- (8) 宝徳本の本文は、厳密に言えば整版本そのままの部分と、秀頼の朱筆校異による部分とを区別すべきであるが、煩雑になるので省略した。以下、例文掲示の箇所については、それに相当する刊本の頁数を示す。使用テキストは次のとおり。
  - 。永和本——雄松堂書店刊古典籍複製刊に付された鉛印。
  - 。玄玖本——勉誠社刊影印本第四冊。
  - 。神田本——国書刊行会刊活字本。
  - 。西源院本——刀江書院刊活字本。
  - 。流布本——日本古典文学大系本第三冊。
- 他に
  - 。義釋本——勉誠社刊影印本第四冊。
  - 。梵釋本——古典文庫刊影印本第八冊。

右以外の諸本は紙焼写真による。

- (9) 書陵部本(架蔵番号273・92、四十卷二十冊)は「書陵部和漢圖書分類目録<sup>追加</sup>」(昭和43年4月)に「太平記四〇卷 江戸初」(12頁下)とあるもので、江戸初期頃の写本(全巻一筆書写)。本文の詳細は未調査であるが、大旨毛利家本系統の本文を有するかと推される。例えば巻二十七は上・下に分け、賀名生皇居事から直冬西国下向事までを上巻、天下怪異事から大礼事までを下巻とし、このあり方は毛利家本に等しい。但し、毛利家本とは異なる本文を持つ所も少なくない。問題の巻三十二は毛利家本系ではなく、永和本・宝徳本系統の本文を持ち、書写年代は新しいが南北朝期の本文の様相を伝えていることになる。詳しい検討が必要な伝本である。

- (10) この落書の内容を粗述する。

今年の春は洛中洛外に梅桜などの花が少ない。何故かといえは、ウツという鳥がつぼみの頃から食い尽くしたからだという。そこで鶯がウツを問いつめると、ウツはこう答えた。

近年は花どもが世相を知らないのに腹が立ち、それで食べたのだ。花の都というものは、十善の君が主人として卿相雲客と共に春の御遊をし梅桜の花を觀賞あるのが本来の姿である。が、いま都は征夷將軍に支配され、洛中には武家が充満し、天皇は古御所の内裏におかれている。また三種の神器を帯する帝は吉野の山中にわび住まいし、仕える人も少なくて困窮をきわめる。こんな世相では百王守護の八幡大菩薩も藤氏の守である春日大明神もお悩みであろう。さらには日吉社の神威が軽んぜられるのも歎かわしい。しかるに花は何心もなく咲き、心ない夷どもに見物されようとしている。花の都を守る神は、こうした花を憎んで私(ウツ)に花を食い尽くすよう神勅を下されたのである、と。

鶯はウツの言に説き伏せられ、世の道理を悟るのである。

- (11) 注(1)の解説は、「難太平記に恵珍上人が直義の許に持参した太平記は三十余巻で(中略)、この三十余巻というのがこの三十二巻本で、

永和の初頃には完成しており、これに嵯峨釈迦堂の立札の記事として寓話が附加されたものではなからうか。」(36頁上)とするが、全面的には従い難い。

- (12) 注(1)に同じ。

- (13) 注(7)の論文34頁。

〔付記〕

諸本の閲覧・複写に際して御高配を賜った図書館・文庫に深謝申し上げます。

小稿は昭和六十一年度文部省科学研究費補助金(一般研究(C))による研究成果の一部である。

## **A Note on the Text of Hohtoku Version Taiheiki**

Shigeyuki NAGASAKA

### **Summary**

This note aims to ascertain that Book 33 of Hohtoku Version Taiheiki restored from the edition of Kawamura Hidekai is akin to Book 32 of Eiwa Version, the MS of the Period of the Northern and Southern Dynasties.